

岩手県告示第 1134 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定（昭和 48 年岩手県告示第 424 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 12 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条</u>に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び<u>同条第3項</u>に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>備考 関係図面は、岩手県環境保健部環境公害課並びに関係市役所及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。</p> | <p>4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内の区域</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び<u>同条第2項</u>に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>備考 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |   |